

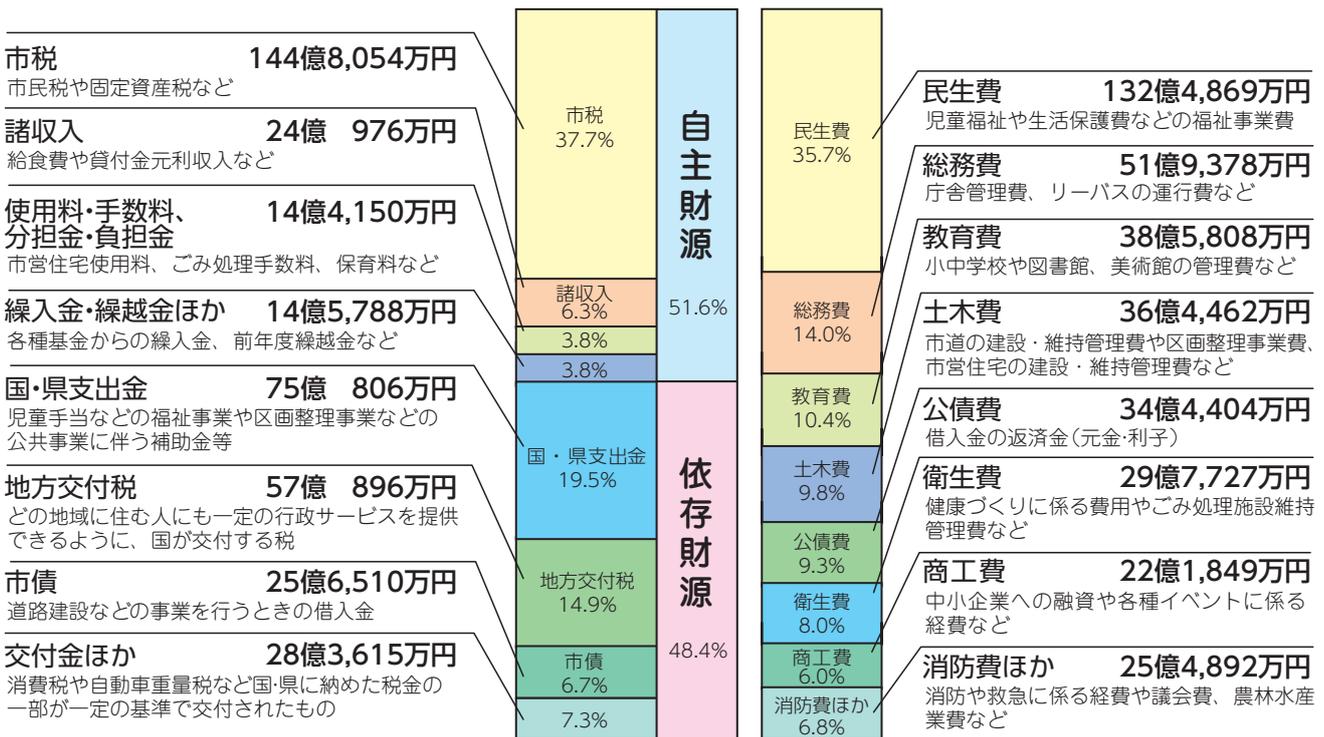
# 平成30年度 決算の公表

財政課財政係 ☎(63)2151

平成30年度の市の決算を公表します。市民の皆さんが納めた大切な税金や、国・県からの補助金などいくら入ってきたのか、またどのように使われているのかをお知らせします。

## 平成30年度 一般会計の決算

**歳入 合計 384億795万円**      **歳出 合計 371億3,389万円**



市民1人当たりが負担した市税  
**148,540円**

市民1人当たりに使われたお金  
**380,915円**

### 歳出決算の特徴

平成27年度の関東・東北豪雨災害による災害復旧事業の完了に伴い、災害復旧事業費が大きく減少しました。また、北小学校整備等に伴い、教育費が増加しました。歳出総額は前年と比較すると約4・16%の減となりました。

### 歳入決算の特徴

市税収入は前年比0・3%増で、ほぼ同額です。一方、市税や基金からの繰入金および市債以外のそのほかとんが減になっており、減額が多い県支出金においては繰越明許である介護保険施設整備事業等の事業完了に伴い減となっています。また、歳入総額は前年と比較すると約3・12%の減となりました。

### 決算規模

前年度と比較して、歳入は3・12%の減少、歳出は4・16%の減少となりました。平成31年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、10億852万円です。



学校給食事業費  
7億8,471万円



道路整備・維持管理費  
8億8,412万円



中小企業経営対策事業費  
16億1,237万円

主なお金の  
使いみち

## 特別会計の決算

特定の歳入をもって、特定の事業を行うなど、一般会計から切り離し、特別の会計を設けて経理を行っています。

会計名	歳入	歳出
国民健康保険	110億5,997万円	107億6,021万円
公共下水道事業費	24億5,928万円	23億9,536万円
公設地方卸売市場事業費	1,462万円	1,382万円
農業集落排水事業費	2億3,407万円	2億3,097万円
介護保険	80億9,188万円	79億2,493万円
後期高齢者医療	10億6,328万円	10億4,922万円
粕尾財産区	735万円	692万円
清洲財産区	95万円	54万円
合計	229億3,140万円 (前年比△9.32%)	223億8,197万円 (前年比△6.72%)

## 水道事業会計の決算

上水道管理運営のための会計で、独立採算制をとっています。

収益的収支 (維持管理費)	収入	15億8,168万円
	支出	13億4,024万円
資本的収支 (設備投資費)	収入	5億9,074万円
	支出	12億8,300万円

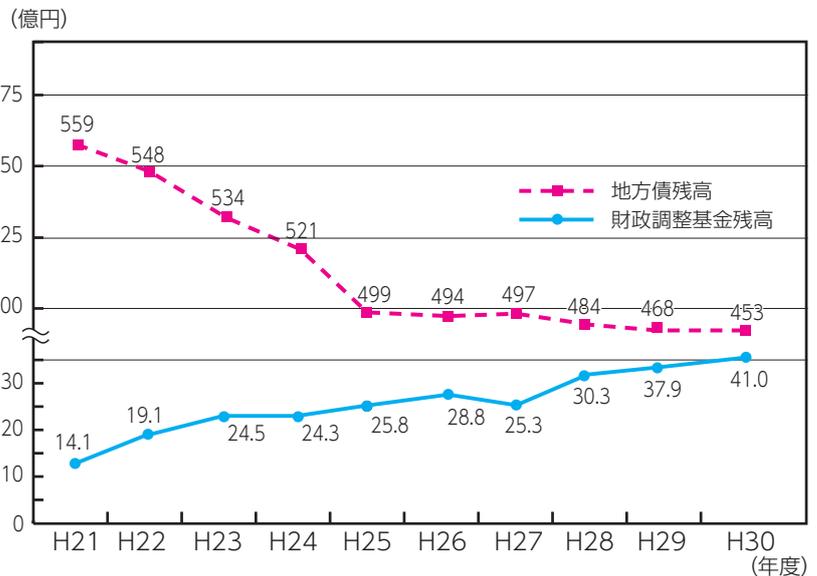
給水人口	88,418人
1日最大給水量	31,178m <sup>3</sup>
1日平均給水量	28,594m <sup>3</sup>

### 市の借金と預貯金の残高の推移

右のグラフは、市の過去10年間の地方債(一般会計・特別会計・水道事業会計を含めた借金)と財政調整基金(預貯金)の残高の推移です。

安定した市民サービスを行うため、市民負担の平準化を図りながら、市の借金を減らすよう努め、計画的に基金への積み立てを行っています。

※財政調整基金は、財源に不足が生じた場合に取崩すものです。主に教育・福祉・災害復旧事業等に充当しています。



### 健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成30年度決算における本市の健全化判断比率・資金不足比率については次のとおりです(注1)。前年度と比較すると実質公債費比率が減少しました。

(単位：%)

	①実質赤字比率 市の一般会計等における1年間の赤字の程度を判定するものです。	②連結実質赤字比率 市の全ての会計における1年間の赤字の程度を判定するものです。	③実質公債費比率 借入金の1年間に返済する額が、収入に対して占める割合を判定するものです。	④将来負担比率 借入金の返済見込額など将来負担すべき実質的な負債がどの程度になるかを判定するものです。	⑤資金不足比率 公営企業(注2)ごとの資金の不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを判定するものです。
鹿沼市の比率	黒字のため該当しません。		3.1(3.4)	実質的な負債がないため、該当しません。	黒字のため該当しません。
早期健全化基準 (注3)	12.24(12.25)	17.24(17.25)	25.0(25.0)	350.0(350.0)	20.0(20.0)

(注1) ( )は平成29年度決算における数値です。

(注2) 公営企業とは、本市の場合、水道事業、公共下水道事業、公設地方卸売市場事業、農業集落排水事業です。

(注3) 各比率が早期健全化基準・経営健全化基準を上回ると、イエローカードと判定され、財政健全化計画を定め、早期健全化に向けた自主的な改善努力が必要となります。